

令和5年1月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和5年1月18日(水)		開催場所	ときわ会館5階 大ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前10時35分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	欠席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	出席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
	11	本田 敏一	出席			
事務局	事務局長	田中 正美	農業振興課係長	宇根 義雄		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	立澤 裕介		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主事	藤田 亮輔		
	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主事	押野 岳大		
議案	議案第86号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第87号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第88号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第89号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第90号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第91号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第92号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
議案第93号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>・農地法第6条第1項の規定による報告(農地所有適格法人)について</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による解約通知について</li> <li>・農地改良等の取扱いに関する要綱の規定による届出について</li> <li>・2a未満農業用施設の届出について</li> </ul>					

<p>1 開 会 本田会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和5年1月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ慎重な審議を図るため、地区審議会と同様に皆様に要点を凝縮した議案説明をお願いいたします。</p> <p>次に、引続き「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げます。</p>
<p>2 会議成立の報告 本田会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は浅子委員が欠席されておりますので、出席委員は20名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 本田会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号7番 石井 委員 議席番号8番 小山 委員 を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

4 議案審議 議 長	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第86号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p>
井原委員	<p>番号1番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立川通中学校の北700mに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、5.6kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番から5番は柏崎地区ですので、私から議案説明をいたします。</p> <p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立柏崎小学校の南西700mに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、4.3kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立柏崎小学校の北西500mに位置する住宅と農地の混在する地域の現況畑です。 通作距離は、5.0kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ネギの予定で、問題ないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立柏崎小学校の北西500mに位置する住宅と農地の混在する地域の現況畑です。 通作距離は、5.0kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、シバ、ネギの予定で、問題ないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立柏崎小学校の北西500mに位置する住宅と農地の混在する地域の現況畑です。 通作距離は、5.0kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、シバ、ネギの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

以上で説明が終わりました。  
質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

質問がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第86号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。

各 委 員

— 総 員 賛 成 —

議 長

総員賛成でありますので、許可することと決定いたします。

議	長	<p>続きまして、議案第87号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小島委員		<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立馬宮中学校の北180mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、住宅敷地です。</p> <p>申請理由は、線引き前より住宅敷地として利用してきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、影響はありません。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小山委員		<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、大宮聖苑の南西400mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、住宅敷地です。</p> <p>申請理由は、線引き前より住宅敷地として利用してきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、影響はありません。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、柏崎地区ですので、私から議案説明をいたします。</p>
各委員		<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、東部環境センターの東510mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、住宅敷地です。</p> <p>申請理由は、線引き前より住宅敷地として利用してきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、影響はありません。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第87号について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第87号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第 8 8 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>先に番号 1 9 番を審議いたします。</p> <p>この案件は、中山委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第 3 1 条により、中山委員には審議終了まで退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 中 山 委 員 退 席 —</p> <p>番号 1 9 番、慈恩寺地区、関根委員、議案説明をお願いします。</p>
関 根 委 員	<p>番号 1 9 番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、岩槻北部公民館の北東 3 3 0 m に位置し、農地の規模が 1 0 ha 未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第 2 種農地です。</p> <p>転用目的は、障がい者就労支援施設です。</p> <p>申請理由は、現在、コンサルタント業を営んでいるが、障がい者雇用を促進するため、障がい者が就労可能な企業向け貸し農園を新たに開設するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ 2. 0 m ～ 2. 5 m の新設擁壁により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第 8 8 号、番号 1 9 番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございますので、議案第 8 8 号、番号 1 9 番について、許可することと決定いたします。</p> <p>それでは、中山委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 中 山 委 員 入 室 —</p> <p>引き続き議案審議に入ります。</p> <p>番号 1 番から番号 3 番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号 1 番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地①は市立馬宮西小学校の北 7 0 m に位置し、申請地②は市立馬宮西小学校の南西 2 0 0 m に位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が 4 0 % を超える第 3 種農地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>作付計画は、レタス、ナス、ピーマン、ニンニク、ラッキョを作付けする予定です。</p>

続きまして、番号2番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立馬宮西小学校の南380mに位置する10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。  
転用目的は、農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、ハウレンソウ、ネギ、キャベツ、レタスを作付けする予定です。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして、番号3番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農振農用地です。  
申請地は、埼玉県警察機動センターの西1990mに位置する農振農用地です。  
転用目的は、農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、キュウリ、ナス、ダイコンを作付けする予定です。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
以上、ご審議のほど、よろしくご説明いたします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして番号4番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。

石川委員 番号4番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、北部配水場の南300mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、ネギ、ハウレンソウ、キャベツを作付けする予定です。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
以上、ご審議のほど、よろしくご説明いたします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号5番から6番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。

西澤委員 番号5番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立七里小学校の北東300mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、自己用住宅です。  
申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、父が所有する農地に自己用住宅を建築するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設土留ブロック1段～2段積及び高さ0.8mの新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号6番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立七里中学校の南370mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、資材置場です。

申請理由は、現在、市内で運送業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭になったことから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ1.2mの既設金属柵及び、高さ0.1mの新設マウンドアップにより、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。  
続きまして、番号7番から8番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。

小 山 委 員

番号7番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農振農用地です。  
申請地は、市立野田小学校の南西800mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。  
転用目的は、農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、ネギを作付けする予定です。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして、番号8番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農振農用地です。  
申請地は、市立野田小学校の南西750mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。  
転用目的は、農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、ダイコンを作付けする予定です。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。  
続きまして、番号9番、野田地区、事務局、議案説明をお願いいたします。

事 務 局

番号9番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、浦和大学の南150mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、資材置場です。  
申請理由は、現在、市内で土木工事業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たに資材置場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ3.0mの新設万能鋼板により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。  
続きまして、番号10番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。

横 山 委 員

番号10番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、県立浦和東高等学校の南西290mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、自己用住宅です。



申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、父が所有する農地に自己用住宅を建築するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設コンクリートブロック1段積により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願います。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号11番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。

小泉委員

番号11番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立新和小学校の南東2.5kmに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、駐車場です。  
申請理由は、現在、市内でリサイクル業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから申請地を新たに駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設コンクリートブロック4段積及び、高さ1.5mの新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願います。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号12番から13番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。

小林委員

番号12番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農振農用地です。  
申請地は、市立新和小学校の南東2.0kmに位置する農振農用地です。  
転用目的は、農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、サトイモ、ブロッコリー、キャベツを作付けする予定です。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
  
続きまして、番号13番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立和土小学校の東2.0kmに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、資材置場及び駐車場です。  
申請理由は、現在、県内で土木工事業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ3.0mの新設安全鋼板により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願います。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号14番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。

濱野委員

番号14番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農振農用地です。  
申請地は、岩槻南部公民館の南400mに位置する農振農用地です。

転用目的は、農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、ナス、キュウリを作付けする予定です。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。  
続きまして、番号15番、柏崎地区ですので私から議案説明をいたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立柏崎小学校の南西330mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、駐車場です。  
申請理由は、現在、市内で運送業を営んでいるが、受注量の増加に伴い既存置場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ1.5m～1.7mの新設PC擁壁及び、高さ1.8mの新設メッシュフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、番号16番から17番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。

関根委員

番号16番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立河合小学校の北西590mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、自己用住宅です。  
申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、祖父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ0.2mの既存土留及び、高さ0.1mの新設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号17番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、岩槻警察署の北東330mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、駐車場です。  
申請理由は、現在、家族で車を4台所有しているが、自宅に駐車スペースがないことから、申請地を自己用の駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積及び高さ0.8mの新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。  
続きまして、番号18番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。

中山委員

番号18番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立慈恩寺中学校の北東330mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、駐車場です。

議	長	<p>申請理由は、現在、市内で建設車両リース業を営んでいるが、既存置場が手狭であることから、申請地を新たな置場として利用するためです。          その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。          周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積及び、高さ1.5mのメッシュフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。          以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
高松委員		<p>ありがとうございます。          以上で説明が終わりました。          質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
高松委員		<p>番号10番について伺います。          申請地の一部が細長い地形ですが、この箇所はどのような利用形態になるのでしょうか。</p>
事務局		<p>細い地形に関しては、地下に配水管を埋設する計画となっております。</p>
小林委員		<p>番号1番について伺います。          利用権設定予定者の実態について教えてください。</p>
事務局		<p>現在、約30,000㎡の農地を耕作しており、市農業政策課にて認定農業者の手続きを行っている途中です。          農業技術については、農業の研修施設で学んだ経緯があります。          従業員については本人のほか、アルバイトを雇っており、その他にボランティアを募ることで、耕作の手伝いをいただいている状況です。          収穫物の販売ルートも確立されており、今後、さらなる規模拡大のため、その他の市内の農地の借り入れも検討しているとのこと。</p>
石川委員		<p>番号16番について伺います。          申請地は地目が墓地である土地と一体利用とのことですが、目的である自己用住宅を建築するにあたり、墓地部分はどのような利用となるのでしょうか。</p>
関根委員		<p>地目が墓地である土地は、通路として利用予定です。          なお、現場確認を行ったところ、地目が墓地である土地の現況は通路となっており、墓地が存在していた形跡は見受けられませんでした。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。          他に何かございますか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>番号19番を除く議案第88号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。          番号19番を除く議案第88号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第89号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議いたします。</p> <p>先に番号4番を審議いたします。 この案件は、西澤委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条により、西澤委員には審議終了まで退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 西 澤 委 員 退 席 —</p> <p>番号4番、七里地区、事務局、議案説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>番号4番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ブロッコリー、ハクサイ、キャベツです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.8kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第89号、番号4番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございますので、議案第89号、番号4番について、許可することと決定いたします。 それでは、西澤委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 西 澤 委 員 入 室 —</p> <p>引き続き議案審議に入ります。 番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 島 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.1kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>

杉山委員

番号2番についてご説明いたします。  
使用貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は40mです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号3番、春岡地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。

細沼委員

番号3番についてご説明いたします。  
使用貸借権の新規3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は7.6kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号5番から7番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。

小山委員

番号5番についてご説明いたします。  
貸借権の再設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は560mです。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号6番についてご説明いたします。  
貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、ブロッコリー、ナバナ、ネギです。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.7kmです。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号7番についてご説明いたします。  
使用貸借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、植木、苗木です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.3kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号8番から9番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号8番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号9番についてご説明いたします。  
賃借権の新規3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
作付計画は、エダマメ、サトイモ、ネギ、ニンニクです。  
申請目的は、新規就農で、通作距離は10.0kmです。  
特に問題はないものと思われま

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号10番から11番、野田地区、事務局、議案説明をお願いいた

事務局

番号10番についてご説明いたします。  
賃借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号11番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、ブルーベリーです。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は230mです。  
特に問題はないものと思われま

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号12番から13番、柏崎地区ですので、私から議案説明をいた

番号12番についてご説明いたします。  
使用貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで  
す。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、植木です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は540mです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして番号13番についてご説明いたします。  
使用貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで  
す。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、植木です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.2kmです。  
特に問題はないものと思われま

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。  
続きまして、番号14番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。

関根委員

番号14番についてご説明いたします。  
使用貸借権の新規3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.0kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。  
以上で説明が終わりました。  
質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

質問がないようですので、採決に入りたいと思います。

番号4番を除く議案第89号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。

各 委 員

— 総 員 賛 成 —

議 長

総員賛成ですので、番号4番を除く議案第89号について、原案どおり意見決定することといたします。

議 長	<p>続きますして、議案第90号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。</p> <p>番号1番から3番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西 形 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の故障により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。</p> <p>よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>続きますして、番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。</p> <p>よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>続きますして、番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。</p> <p>よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第90号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第90号について、認定することと決定いたします。</p>



<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第91号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第91号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第91号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第92号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から18番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第92号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第92号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第93号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議いたします。</p> <p>事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>こちらにつきましては、農地中間管理機構が借受ける農地を、市が作成しました農地利用配分計画(案)にある賃借権の設定等を受ける者へ貸し付けることが適切か否かについて、市農業政策課より農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>議案書53ページから55ページの配分計画(案)をご覧ください。</p> <p>こちらは、農地中間管理機構から譲受人に対し、農地を賃貸借にて貸し付けるというものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の56ページから63ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われま。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第93号について、市農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第93号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

<p>5 報告事項</p> <p>議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。  続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>お手元の資料をご覧ください。  令和4年12月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）についてでございます。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。</p> <p>農地改良等の取扱いに関する要綱の規定による届出でございます。</p> <p>2 a 未満農業用施設の届出でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。  意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、関口会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言</p> <p>関口会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。  これをもちまして、令和5年1月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>